

福祉用具専門相談員とは？

◎資格検定について



福祉用具専門相談員は、介護が必要な高齢者や障害者に福祉用具をレンタルしたり販売するときに、選び方や使い方についてアドバイスをする専門職です。利用者の病状や障害の度合いを適切に見きわめ、また介護する側のさまざまなニーズにも合わせて的確な福祉用具を選定し、わかりやすく指導します。福祉系の資格でありながら、現在は受験資格も試験もなく厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者を専門相談員といいます。

※ 介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護婦、看護師、准看護婦、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士およびホームヘルパー2級以上の資格取得者等については、講習を受けなくても福祉用具相談員の要件として認められます。

◎「福祉用具専門相談員」というお仕事



福祉用具貸与事務所(介護用品のレンタル)で福祉用具の専門家として、福祉機器の選び方や使い方などについて適切なアドバイスを行います。この資格は元々、福祉用具の貸与事業(レンタルショップ)を行う際に必要な資格で、各事業所に2名以上の専門相談員を配置することが定められています。

2000年度から導入された「介護保険制度」においては、「福祉用具貸与」も保険給付の対象事業となっています。

指定居宅サービスとしての福祉用具の貸与事業を行う際介護保険の適用を受けるには、各事業所に2名以上の専門相談員を配置することが定められており、「福祉用具専門相談員」がこれにあたります。

業務を行なうにあたっては、車椅子、特殊ベッド、入浴用リフト、ベルト、食器など福祉用具は多岐にわたるため、専門知識をもって適切なアドバイスをできることが何よりも大切です。

